

平成23年3月12日(17:00)

【照会先】

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室  
災害救助専門官 金子 雄一郎(内線2899)  
救助係長 吉田 卓郎(内線2819)  
(代表電話)03(5253)1111  
(直通電話)03(3595)2614

長野県北部の地震にかかる災害救助法の適用について  
(第1報)

1 災害の概要

長野県北部の地震により、長野県及び新潟県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とするため、長野県及び新潟県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【長野県】 下水内郡栄村 (しもみちぐんさかえむら)	3月12日	3月12日の地震発生後、余震が続いており、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。	
【新潟県】 十日町市(とおかまちし)	3月12日		
上越市(じょうえつし)	〃		
中魚沼郡津南町 (なかうおぬまぐんつなんまち)	〃		

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置 等